

令和5年5月8日

保護者の皆様

豊川市立東部小学校
校長 岩村 英幸

新型コロナウイルス感染症に係る変更について（お知らせ）

豊川市教育委員会からの学校保健安全法施行規則一部改正（令和5年5月1日付け）の通知を受け、新型コロナウイルス感染症に係る対応の見直し等を行いました。今後の本校の対応について、下記のとおりとします。

記

1 主な変更点（対応の変更は5月8日（月）より）

- ・出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とする。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用を推奨する。
- ・濃厚接触者としての特定は行われないことから、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童等であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合については、直ちに出席停止の対象としない。

2 その他

- ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、学校を休ませたい場合は、学校へご相談ください。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようにお願いします。ただし、欠席扱いとなりますので、ご承知おきください。
- ・医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることはしませんので、ご家庭での判断をお願いします。

（この件に関する問い合わせ先 東部小学校 教頭 村田幸子 電話86-4368）